

(証券コード8041)
2025年6月10日

株 主 各 位

大阪市福島区野田二丁目13番5号
OUGホールディングス株式会社
取締役社長 橋 爪 康 至

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の次の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.oug.co.jp>



（上記のウェブサイトにアクセスしていただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択していただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「OUGホールディングス」または「コード」に当社証券コード「8041」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択していただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後1時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（4頁記載）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時 （受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述（1頁記載）のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎株主総会の運営について重大な変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.oug.co.jp>）に掲載いたします。
- ◎書面交付請求された株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「会社の体制および方針」の「内部統制システムの運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

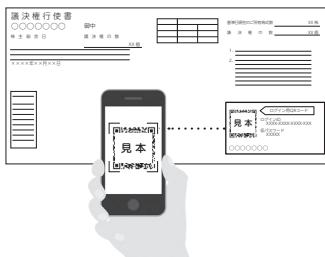
株主総会にご出席される株主様への「お土産」の配布は取りやめましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

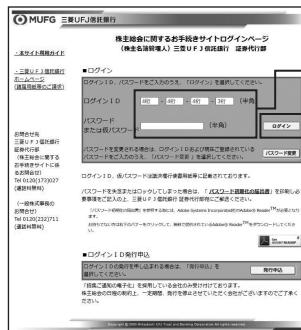


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9:00~午後9:00)

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、所得情勢には実質賃金の改善に足踏みがみられるものの、個人消費、設備投資、生産活動、雇用情勢には総じて持ち直しの動きがみられ、緩やかに回復しています。

消費者心理は、消費者物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、生活防衛意識を反映し、節約志向が継続しています。

水産物流通業界におきましては、需要動向については、外食・宿泊・インバウンド関連需要は回復しているものの、内食関連需要は物価高騰も反映し総じて伸び悩んでいます。

このような環境にあって、当社グループは、販売力・調達力の強化、顧客起点志向の追求、地域に対応したソリューションの提供、業務の効率化、諸経費の削減などに注力し事業活動を展開しています。

また、2024年度から2026年度までの3カ年を対象とした『OUGグループ中期経営計画2024』に従い、継続してバリューチェーンの最適化を意識したグループ役職員の個々の行動変容を通じ、1. 「鮮魚事業の強化」、2. 「商品力の強化」、3. 「関東マーケットの深耕・拡大」、4. 「海外事業の拡大」、5. 「サステナブルな事業活動」の事業テーマにグループ一体となって取り組んでいます。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は3,500億92百万円（前年同期比105.1%）となりました。損益面では、売上総利益は313億46百万円（前年同期比111.1%）となり、営業利益51億円（前年同期比163.4%）、経常利益58億91百万円（前年同期比150.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益45億27百万円（前年同期比125.1%）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

<水産物荷受事業>

中央卸売市場を核とする集荷販売機能をもつ水産物荷受事業は、物流費を中心に販管費は増加しましたが、販売単価の上昇および販売数量の増加による増収と売上総利益率の上昇により、売上高2,134億19百万円（前年同期比105.8%）、セグメント利益35億85百万円（前年同期比178.4%）となりました。

<市場外水産物卸売事業>

全国各地を網羅する販売拠点を活かした幅広い流通網をもつ市場外水産物卸売事業は、外食・宿泊・インバウンド関連需要が好調に推移する中、物流費を中心に販管費は増加しましたが、商品調達コストの上昇を販売価格に転嫁したことにより売上総利益率は上昇し、売上高1,359億92百万円（前年同期比103.5%）、セグメント利益19億22百万円（前年同期比133.7%）となりました。

<養殖事業>

九州、四国にて、ブリ、マグロの養殖を展開する養殖事業は、販売面では、販売単価の上昇、販売数量の大幅な増加により増収となりました。利益面では、餌料の高騰、酷暑による生育遅れ等により生産原価は上昇しました。この結果、売上高109億91百万円（前年同期比119.8%）、セグメント損失4億51百万円（前年同期はセグメント損失4億53百万円）となりました。

<食品加工事業>

消費地にある食品加工センターでの水産加工、量販店向けの米飯加工、カット野菜加工、飲食事業者向けの加工・調理サービスなどを行う食品加工事業は、販売面では、連結子会社1社の解散により減収となりました。利益面では、原材料の高騰等により生産原価は上昇しました。この結果、売上高39億43百万円（前年同期比90.3%）セグメント損失73百万円（前年同期はセグメント損失91百万円）となりました。

<物流事業>

物流センターにおいて、搬入された水産物等を量販店等の配送先別に仕分け・配送を行う物流事業は、運送原価の上昇がありましたが、運送売上、センターフィ、ギフト作業売上がともに伸長し、売上高18億91百万円（前年同期比108.4%）、セグメント利益18百万円（前年同期比232.8%）となりました。

<その他>

グループの水産物流通を補完するリース事業等その他は、売上高43億96百万円（前年同期比89.5%）、セグメント利益14百万円（前年同期比18.1%）となりました。

セグメントの概況

事業セグメント	売上高	構成比	セグメント利益 又は損失(△)
	百万円	%	百万円
水産物荷受事業	213,419	57.6	3,585
市場外水産物卸売事業	135,992	36.7	1,922
養殖事業	10,991	3.0	△451
食品加工事業	3,943	1.0	△73
物流事業	1,891	0.5	18
その他	4,396	1.2	14
計	370,635	100.0	5,016
調整額	△20,543	－	84
合計	350,092	－	5,100

(注) セグメント利益又は損失(△)は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資額は、19億94百万円（無形固定資産への投資を含む）であり、主なものは下記のとおりであります。

① 全社	： 本社ビル空調設備更新工事	85百万円
② 水産物荷受事業	： 次期基幹システムの構築	41百万円
③ 市場外水産物卸売事業	： 営業所用土地の購入	8億75百万円
	次期基幹システムの構築	1億51百万円
④ 養殖事業	： 船舶の購入	36百万円
	生簀設備の設置	43百万円
⑤ 食品加工事業	： OUG焼津加工センターの取得	2億40百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復していくものと見込まれますが、米国の通商政策等による不透明感も存在します。

水産物流通業界におきましては、需要動向については、内食関連需要は節約志向の継続により総じて伸び悩むものと予測されるものの、外食・宿泊・インバウンド関連需要は好調に推移するものと期待されます。

当社グループにおきましては、2025年度は、2024年度から2026年度まで（3カ年）を対象とした『OUGグループ中期経営計画2024』（2024年5月10日公表）の2年目にあたり、継続して本中計達成に向け下記のテーマにグループ一体となって取り組んでまいります。

I. 事業系では、1. 「鮮魚事業の強化」、2. 「商品力の強化」、3. 「関東マーケットの深耕・拡大」、4. 「海外事業の拡大」、5. 「サステナブルな事業活動」のテーマについて、バリューチェーンの最適化を意識したグループ役職員の個々の行動変容を通じ取り組んでまいります。

II. 非事業系（経営基盤の整備・強化）では、1. 「事業ポートフォリオの見直し等の財務関連」、2. 「人的資本充実等の人事関連」、3. 「基幹業務システム導入等のシステム関連」、4. 「I Rの体制整備・充実」、5. 「品質保証活動の充実・高度化」、6. 「サステナビリティの推進」、7. 「共通機能の高度化」のテーマについて取り組んでまいります。

また、このような企業活動を通じ、「資本コストや株価を意識した経営の実現」に向けて取り組むとともに、お客様に価値ある商品とサービスを提供することにより食文化の発展に貢献し、企業価値を最大化してまいります。

次期の業績に関しましては、売上高3,450億円、営業利益44億円、経常利益45億円、親会社株主に帰属する当期純利益33億円を見込んでいます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 76 期 2022年 3 月期	第 77 期 2023年 3 月期	第 78 期 2024年 3 月期	第 79 期 2025年 3 月期
売 上 高	298,572	325,020	333,197	350,092
経 常 利 益	3,092	4,276	3,912	5,891
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,344	3,078	3,618	4,527
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 242.50	円 銭 562.03	円 銭 672.22	円 銭 839.57
総 資 産 額	78,742	81,988	91,150	90,270
純 資 産 額	23,841	25,927	30,994	35,555
1 株 当 た り 純 資 産 額	円 銭 4,299.55	円 銭 4,816.39	円 銭 5,757.95	円 銭 6,585.95

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき、また、1株当たり純資産額については、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 う お い ち	百万円 2,000	% 100.0	水産物全般の販売および販売の受託
株 式 会 社 シ ョ ク リ ュ ー	5,211	100.0	水産物全般の販売および加工
株 式 会 社 兵 殖	50	100.0	ハマチ、ブリ、マグロの養殖および販売・加工
舞洲流通センター株式会社	100	100.0	水産物等の仕分け・配送
株 式 会 社 ト ッ プ	10	100.0	保険代理業およびリース業
ダイワサミット株式会社	20	100.0	米飯加工および販売
株 式 会 社 ト ウ ニ チ 水 産	20	100.0	刺身のケンを主体としたカット野菜の加工および販売
株式会社ツナクラフトワークス	10	100.0	マグロの加工および販売

- (注) 1. 前事業年度において重要な子会社でありました関空トレーディング株式会社につきましては、当事業年度において清算いたしました。
2. 株式会社ツナクラフトワークスにつきましては、当事業年度に新たに取得いたしました。
3. 当事業年度末における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

【特定完全子会社に関する事項】

- ① 特定完全子会社の名称および住所
株式会社ショクリュー
大阪市中央区日本橋一丁目22番25号
- ② 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の事業年度末における帳簿価額の合計額
11,032百万円
- ③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
43,421百万円

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社の関係会社は、子会社16社および関連会社3社により構成されており、各種水産物の販売、養殖、加工、物流および保険・リース事業等を営んでおります。

(8) 主要な事業所および工場(2025年3月31日現在)

当 社 OUGホールディングス株式会社

所在地 大阪市福島区野田二丁目13番5号

名 称	所 在 地
株 式 会 社 う お い ち	大 阪 府 大 阪 府 (大阪市福島区)
	東 部 大 阪 府 (大阪市東住吉区)
	北 部 大 阪 府 (茨木市)
	和 歌 山 和歌山県 (和歌山市)
	滋 賀 滋賀県 (大津市)
株 式 会 社 シ ョ ク リ ュ ー	本 社 大 阪 府 (大阪市中央区)
	支 社 東京都、愛知県、大阪府、福岡県
	事 業 所 北海道、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	工 場 山口県
株 式 会 社 兵 殖	本 社 ・ 工 場 大分県 (津久見市)
	事 業 所 高知県、長崎県、大分県、宮崎県
舞 洲 流 通 セ ン タ ー 株 式 会 社	本 社 大 阪 府 (大阪市此花区)
株 式 会 社 ト ッ プ	本 社 大 阪 府 (大阪市福島区)
ダ イ ワ サ ミ ッ ト 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場 大 阪 府 (大阪市此花区)
株 式 会 社 ト ウ ニ チ 水 産	本 社 ・ 工 場 大 阪 府 (茨木市)
株 式 会 社 ツ ナ ク ラ フ ト ワ ー ク ス	本 社 ・ 工 場 静 岡 県 (焼津市)

招 集 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 / 監 査 報 告

計 算 書 類 / 監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業	従業員数	前期末比増減
	名	名
水産物荷受事業	395 (57)	△4 (1)
市場外水産物卸売事業	503 (217)	△21 (7)
養殖事業	150 (34)	△2 (△8)
食品加工事業	112 (128)	3 (△10)
物流事業	58 (29)	- (1)
その他	54 (48)	△1 (△5)
全社 (共通)	30 (-)	- (-)
合計	1,302 (513)	△25 (△14)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数の連結会計年度の平均雇用人員であります。

②当社および主要連結子会社の従業員の状況

	従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
当社	30	-	54.5	15.9
株式会社うおいち	395	△4	46.0	18.7
株式会社ショクリュー	503	△21	47.4	18.8
株式会社兵殖	112	△2	42.3	15.4

- (注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
農林中央金庫	5,208 <small>百万円</small>
株式会社三菱UFJ銀行	3,790
株式会社りそな銀行	3,652
株式会社みずほ銀行	3,440
三井住友信託銀行株式会社	2,430

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,915,900株
- (2) 発行済株式の総数 5,562,292株 (自己株式163,532株を含む)
- (3) 株主数 15,329名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
マルハニチロ株式会社	745 <small>千株</small>	13.80 %
日本生命保険相互会社	265	4.91
農林中央金庫	183	3.40
株式会社松岡	150	2.78
OUGグループ従業員持株会	125	2.33
丸大食品株式会社	115	2.13
株式会社丸徳水産	110	2.04
株式会社りそな銀行	107	1.99
株式会社みずほ銀行	100	1.85
三菱UFJ信託銀行株式会社	81	1.51

(注) 1. 当社は当社名義の株式を163,632株 (自己名義失念株式100株を含む) 保有しておりますが、上記の大株主 (上位10名) からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式 (163,532株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	橋 爪 康 至	グループ経営推進担当 株式会社うおいち代表取締役社長 社長執行役員 大阪府中央卸売市場管理センター株式会社代表取締役社長
代 表 取 締 役	中 江 一 夫	執行部門統括 株式会社ショクリュー取締役
取 締 役	竹 田 誠	グループ戦略推進担当 株式会社ショクリュー代表取締役社長 社長執行役員
取 締 役	中 迫 猛	グループ戦略推進担当 株式会社兵殖代表取締役社長
取 締 役	三 浦 正 晴	弁護士 銀座中央法律事務所代表
取 締 役	荻 野 義 明	株式会社越後鶴亀代表取締役社長
取 締 役	永 島 眞由美	
常 勤 監 査 役	辰 清 広	
監 査 役	小 竹 伸 幸	公認会計士 小竹伸幸公認会計士事務所所長
監 査 役	石 川 英 機	株式会社ショクリュー監査役
監 査 役	進 藤 千 絵	弁護士 藤井・梅山法律事務所 シオノギファーマ株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役三浦正晴、荻野義明、永島眞由美の3氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小竹伸幸、石川英機、進藤千絵の3氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役三浦正晴、荻野義明、監査役小竹伸幸、進藤千絵の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 進藤千絵氏の戸籍上の氏名は井谷千絵であります。
 5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は下記のとおりであります。
 (1) 取締役岩佐勇人氏は、2024年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 (2) 監査役和田徹氏は、2024年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 (3) 取締役永島眞由美氏は、2024年6月27日開催の第78回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 (4) 監査役進藤千絵氏は、2024年6月27日開催の第78回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
 6. 取締役三浦正晴氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 取締役荻野義明氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、企業経営に関する相当程度の知

- 見を有しております。
8. 取締役永島眞由美氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
 9. 監査役小竹伸幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 10. 監査役石川英機氏は、長年の金融機関勤務で培った幅広い経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 11. 監査役進藤千絵氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
 12. 執行役員は次のとおりであります。

	(地位)	(氏名)	(担当および重要な兼職の状況)
常務執行役員	山田	稔	経営基盤グループ担当 舞洲流通センター株式会社監査役 株式会社トップ取締役
常務執行役員	中村	耕	総合企画グループ担当 株式会社兵殖取締役 舞洲流通センター株式会社取締役 ダイワサミット株式会社取締役 株式会社トウニチ水産取締役 株式会社ツナクラフトワークス取締役
執行役員	水谷	保	株式会社うおいち取締役常務執行役員
執行役員	荘司	史幸	株式会社ショクリュー取締役常務執行役員

(2) 取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2019年9月17日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役および監査役の報酬等に関する決定方針の内容は次のとおりです。

i 基本方針

取締役および監査役の報酬等は、当社および当社グループの業容および世間水準等を勘案しつつ、特に取締役の報酬等は、当社グループの業績向上へのインセンティブを高めることを主目的とした内容にしております。

なお、取締役の役位別標準報酬等は、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会の決議に基づき決定しております。

ii 取締役の報酬等に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬として支給する固定報酬と会社および個人の業績結果に応じて支給する業績連動報酬から決定することとしております。

なお、社外取締役の報酬は、経営に関する独立性を維持するため、固定報酬のみを支給することとしております。

iii 取締役の報酬等の割合に関する方針

個々の取締役の固定報酬は、役位別標準報酬の60%相当額としております。また、個々の業績連動報酬は、役位別標準報酬の40%相当額に業績評価に基づき決定された支給率を乗じて算定いたします。

iv 取締役の報酬等の決定の委任に関する事項

個々の取締役の報酬額については、取締役会において決議された算定方法に関する方針に基づき、取締役会より委任された代表取締役社長が指名・報酬委員会の関与・助言のもと決定しております。

v 監査役の報酬等に関する方針

監査役の報酬は、監査役は当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、固定報酬のみを支給することとしております。

vi 報酬等の付与時期または条件に関する方針

取締役および監査役の報酬は、在任中の毎月所定の日に限度額の範囲内で現金にて支給いたします。

vii 指名・報酬委員会の設置に関する事項

2023年1月19日開催の取締役会において、取締役会の決議により選定された社外取締役を過半とする取締役3名以上で構成し、委員長は社外取締役とする指名・報酬委員会の設置を決議しております。取締役の報酬等につきましては、同委員会の諮問を経て取締役会で決定しております。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	81 (21)	48 (21)	33 (-)	- (-)	8 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	35 (15)	35 (15)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計	117	84	33	-	13

- (注) 1. 上記の支給人数および報酬等の額には、2024年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 1991年6月27日開催の第45回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額27百万円以内、監査役の報酬限度額は月額5百万円以内と決議されております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は17名です。また、監査役の員数は3名です。
3. 各取締役の業績連動報酬の算定にかかる業績評価は、定量的評価と定性的評価により行っております。業績連動報酬等にかかる業績指標については、定量的評価項目として、「連結売上高」、「連結経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」「自己資本利益率 (ROE)」、「投下資本利益率 (ROIC)」（ROE・ROICは、2025年3月期業績評価から実施）を、定性的評価項目として、「経営戦略・担当業務の進捗状況」、「将来の経営戦略構築・事業構想への取組

み」、「取締役会の実効性向上への取組み」、「組織運営（内部統制システム整備の対応等）への取組み」、「人財育成（後継者育成等）への取組み」等を指標としております。定量的評価に用いた実績数値については、事業報告9頁の「財産および損益の状況の推移」をご参照ください。当該指標を選じた理由は、これらの評価項目を各取締役が役割を意識して確実に履行することにより、計画（予算）達成度や取締役としての資質等を高め、当社グループの業績を向上させるためであります。なお、業績連動報酬は、役位別標準報酬の40%相当額に業績評価に基づき決定された支給率を乗じて算定しております。

4. 取締役会は、代表取締役社長橋爪康至氏に取締役会において決議された算定方法に関する方針に基づき、指名・報酬委員会の関与・助言のもと各取締役の固定報酬額および社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績連動報酬にかかる評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
5. 当事業年度において、社外役員1名が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は12百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役三浦正晴氏は、銀座中央法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役荻野義明氏は、株式会社越後鶴亀の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役永島眞由美氏は、重要な兼職先はございません。
 - ・監査役小竹伸幸氏は、小竹伸幸公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役石川英機氏は、株式会社シヨクリューの監査役であります。同社は当社の連結子会社であります。
 - ・監査役進藤千絵氏は、藤井・梅山法律事務所弁護士、シオノギファーマ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	三浦正晴	当期開催の取締役会17回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	荻野義明	当期開催の取締役会17回全てに出席し、主に豊富な経験と高い見識を有する経営者としての見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	永島真由美	2024年6月27日就任以降に開催された取締役会13回全てに出席し、主に豊富な経験と高い見識を有する経営者としての見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	小竹伸幸	当期開催の取締役会17回、当期開催の監査役会18回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	石川英機	当期開催の取締役会17回、当期開催の監査役会18回全てに出席し、長年の金融機関における業務経験で培った幅広い見地から取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	進藤千絵	2024年6月27日就任以降に開催された取締役会13回のうち11回、監査役会13回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款の規定に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社のすべての子会社の取締役および監査役ならびに執行役員であります。被保険者である役員等が株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟により、その職務に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金および訴訟費用を填補することとしております。保険料の負担割合については、被保険者が10%を負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は保険契約により免責となります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、次回の更新時においても取締役会の決議のうえ、これを更新する予定であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬	17百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、担当取締役、経理部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、日本公認会計士協会の公表する上場企業監査人・監査報酬実態調査報告、当業界事業者の実績等を参考にして担当取締役より受理した「会計監査人の報酬等」について相当であると認め同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号の事由に該当する事実を認めた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力等に問題が認められる場合、事前に合意した監査計画に基づき適切に監査が行われない場合、監査報告書の作成や報告義務が適正に履行されない場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を不再任といたします。

なお、解任の場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、社外取締役を含む取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、社外監査役を含む監査役が内部監査部門である経営監査室と連携して取締役の職務執行を監査する。また、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。
- ii. 当社は、当社取締役会の下部組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社および当社子会社（以下「グループ会社」という。）のコンプライアンス経営の強化に取り組む。
- iii. 当社は、グループ会社の行動規範（「役職員の心得」）を定め、グループ役職員がコンプライアンスを徹底する行動をとるとともに、グループ「内部通報規程」を定め、グループ会社役職員が法令・定款等に違反する行為が行われた場合、または行われようとしていることを知った場合は内部通報窓口に通報できるとしている。この場合、グループ会社に、通報者に対して不利益な取扱いを行わないことを徹底する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存、管理する。取締役および監査役は同規程によりいつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社は、グループ会社の「リスク管理規程」を定め、当社コンプライアンス委員会を設置し、その事務局が統括的に管理する。
- ii. 当社は、当社コンプライアンス委員会において、リスク管理に関する計画および実施状況等から抽出した課題等を審議する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」等に基づき取締役の職務執行手続を定め、取締役の職務執行が効率的に行われるための体制を構築する。

⑤ 子会社の取締役等・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、グループ行動規範（「役職員の心得」）をグループ会社役職員に周知徹底する。
- ii. 当社は、グループ会社役職員に対し、コンプライアンス研修等を行い、コンプライアンスを徹底する組織文化の醸成を図る。
- iii. 当社は、当社コンプライアンス委員会において、子会社からコンプライアンスに関する計画および実施状況等について報告を受け、課題等を審議する。
- iv. 当社は、子会社においてコンプライアンスに関する重要事項等を審議する体制を整備する。
- v. 当社経営監査室は、グループ会社の内部統制システムの整備について統括し、指導を行う。
- vi. 当社経営監査室は、グループ会社の法令遵守状況等について内部監査を計画的に実施する。
- vii. 当社は、グループ会社の内部通報窓口を社外弁護士および経営監査室に設置する。

viii. 子会社の子会社（孫会社）については、当該子会社が孫会社管理に関する規程を定め、当該孫会社を統括的に管理する。

⑥ 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- i. 当社は、子会社管理に関する規程として「関係会社管理規程」を定め、事前協議事項および報告事項を明示し、子会社に、事前協議事項については子会社の取締役会決議その他意思決定の前に当社と協議を行うことを、報告事項については遅滞なく報告を行うことを義務づける。
- ii. 当社は、子会社に、定期的に業績および取締役の職務執行等についての報告を行うことを義務づける。

⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社は、「リスク管理規程」を定め、子会社にリスク管理に関する計画および実施状況等について報告を行うことを義務づける。
- ii. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役に、グループ会社の「リスク管理規程」に掲げるリスクが顕在化した場合は、当社へ直ちに報告を行うことを義務づける。

⑧ 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「予算管理規程」を定め、毎事業年度ごとにグループ会社およびグループ全体の予算・戦略施策について統制する。

⑨ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

- i. 当社は、当社監査役から請求があったときは、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役と協議の上、決定する。
- ii. 監査役の職務を補助すべき使用人は、補助すべき期間中は監査役の職務の補助に専従し、取締役および他の使用人の指揮・命令を受けないものとする。
- iii. 当該使用人の補助すべき期間中の人事評価等については、監査役と協議の上、実施する。

⑩ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、当社役職員に、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあることを知ったときは、当社監査役に速やかに報告を行うことを義務づける。

また、当社役職員に、当社監査役から業務執行等に関する報告を求められたときは、速やかに報告を行うことを義務づける。

⑪ 子会社の取締役、監査役、使用人等を含めた当社の監査役に報告するための体制

- i. 当社は、子会社役職員に、当社監査役から業務執行等に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行うことを義務づける。
- ii. 当社は、子会社において「リスク管理規程」等に掲げるリスクが顕在化した旨の報告を受けた場合、当社監査役に直ちに報告する。
- iii. 当社経営監査室は、当社監査役にグループ会社における内部監査、コンプライアンス等に関する現状を定期的に報告する。

iv. グループ会社の内部通報制度の担当部署である当社経営監査室は、グループ会社役職員からの内部通報の状況を、当社監査役に定期的に報告する。

⑫ 監査役への報告者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ会社に、当社監査役への報告を行ったグループ会社役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを徹底する。

⑬ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

⑭ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 当社は、当社監査役が、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、社内稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧する体制を構築する。
- ii. 当社は、当社監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- iii. 当社は、当社経営監査室が、当社監査役に事業年度の内部監査計画の策定および結果について報告を行う体制を構築する。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	68,521	流 動 負 債	46,320
現金及び預金	2,793	支払手形及び買掛金	21,670
受取手形	108	短期借入金	15,455
売掛金	33,163	1年内返済予定の長期借入金	4,148
商品及び製品	31,233	未払法人税等	648
原材料及び貯蔵品	263	未払消費税等	154
その他	999	賞与引当金	794
貸倒引当金	△40	訴訟損失引当金	60
		その他	3,388
固 定 資 産	21,748	固 定 負 債	8,393
有形固定資産	10,316	長期借入金	4,917
建物及び構築物	2,527	繰延税金負債	862
機械装置及び運搬具	1,120	再評価に係る繰延税金負債	231
工具、器具及び備品	481	退職給付に係る負債	1,958
土地	6,152	役員退職慰労引当金	90
リース資産	14	資産除去債務	195
建設仮勘定	21	その他	137
無形固定資産	1,569	負 債 合 計	54,714
投資その他の資産	9,862	純 資 産 の 部	
投資有価証券	7,090	株 主 資 本	32,570
関係会社株式	18	資 本 金	6,495
長期貸付金	19	資 本 剰 余 金	6,094
退職給付に係る資産	1,850	利 益 剰 余 金	20,384
破産更生債権等	238	自 己 株 式	△404
繰延税金資産	95	その他の包括利益累計額	2,984
その他	751	その他有価証券評価差額金	2,654
貸倒引当金	△200	繰延ヘッジ損益	△17
		土地再評価差額金	△475
資 産 合 計	90,270	退職給付に係る調整累計額	823
		純 資 産 合 計	35,555
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	90,270

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		350,092
売上原価		318,745
売上総利益		31,346
販売費及び一般管理費		26,245
営業利益		5,100
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	204	
受取貸料	185	
補助金の収入	589	
その他	181	1,162
営業外費用		
支払利息	254	
支払費用	97	
その他	19	371
経常利益		5,891
特別利益		
固定資産売却益	696	
投資有価証券売却益	265	
受取保険金	39	1,001
特別損失		
減損損失	216	
訴訟損失引当金繰入額	60	
災害による損失	33	
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	7	
投資有価証券売却損	3	329
税金等調整前当期純利益		6,563
法人税、住民税及び事業税	973	
法人税等調整額	1,062	2,036
当期純利益		4,527
親会社株主に帰属する当期純利益		4,527

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

OUGホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 里 見 優
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 坂 戸 純 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、OUGホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、OUGホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類

(次頁に続く)

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,888	流 動 負 債	17,681
現金及び預金	38	短期借入金	13,760
前払費用	66	1年内返済予定の長期借入金	3,716
未収収益	11	リース債務	17
未収還付法人税等	28	未払金	140
関係会社短期貸付金	16,950	未払費用	19
その他	794	未払法人税等	3
貸倒引当金	△0	前受金	3
固 定 資 産	25,533	預り金	6
有 形 固 定 資 産	2,051	賞与引当金	14
建物	659	固 定 負 債	4,415
構築物	13	長期借入金	4,260
機械及び装置	3	リース債務	27
工具、器具及び備品	18	債務保証損失引当金	43
土地	1,312	長期預り保証金	85
リース資産	44	負 債 合 計	22,097
無 形 固 定 資 産	59	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	59	株 主 資 本	18,805
その他	0	資 本 金	6,495
投 資 其 他 の 資 産	23,421	資 本 剰 余 金	6,153
投資有価証券	6,392	資 本 準 備 金	6,144
関係会社株式	16,649	その他資本剰余金	8
関係会社長期貸付金	1,333	利 益 剰 余 金	6,560
繰延税金資産	181	利 益 準 備 金	858
その他	65	その他利益剰余金	5,701
貸倒引当金	△1,199	繰越利益剰余金	5,701
資 産 合 計	43,421	自 己 株 式	△404
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,518
		その他有価証券評価差額金	2,518
		純 資 産 合 計	21,324
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,421

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
関係会社受取配当金	627	
経営管理料	689	
情報サービス売上高	431	
賃貸収入	210	
金融収益	102	2,060
売 上 原 価		
情報サービス売上原価	386	
賃貸原価	147	
金融費用	92	626
売 上 総 利 益		1,434
販売費及び一般管理費		679
営 業 業 利 益		754
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	182	
その他	32	215
営 業 外 費 用		
支払利息	38	
その他	65	103
特 別 常 利 益		866
特 別 利 益		
固定資産売却益	640	
投資有価証券売却益	265	906
特 別 損 失		
減損損失	162	162
税 引 前 当 期 純 利 益		1,610
法人税、住民税及び事業税	△644	
法人税等調整額	917	273
当 期 純 利 益		1,337

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

OUGホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 里 見 優
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 坂 戸 純 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、OUGホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

(次頁に続く)

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

（次頁に続く）

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

OUGホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	辰		清	広	㊟
社外監査役	小	竹	伸	幸	㊟
社外監査役	石	川	英	機	㊟
社外監査役	進	藤	千	絵	㊟

以上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する継続的な利益還元を経営の重要政策の一つと認識しております。

配当につきましては、中長期的な経営基盤の安定強化および成長投資に必要な内部留保の確保に十分留意しつつ、連結株主資本配当率（DOE）1.6%を目途に安定的な配当水準を維持することを基本方針としております。

連結株主資本配当率（DOE）は、連結株主資本から配当される割合を示しており、一時的な利益の増減に大きく影響されることなく安定的な配当の実現を可能とする指標です。また、当社は、自己資本利益率（ROE）8%維持を目標としており、配当以上の利益を計上することにより、配当額決定の基礎となる連結株主資本が増加する結果、継続的な増配が可能となります。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度末の連結株主資本を基準に、1株につき前事業年度比22円増配の97円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金97円
配当総額 523,679,720円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日といたします。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため2名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名	現在の当社における地位、担当
1	はし づめ やす よし 橋 爪 康 至	代表取締役社長 グループ経営推進担当 <input type="checkbox"/> 再任
2	たけ だ まこと 竹 田 誠	取締役 グループ戦略推進担当 <input type="checkbox"/> 再任
3	なか さこ たけし 中 迫 猛	取締役 グループ戦略推進担当 <input type="checkbox"/> 再任
4	み うら まさ はる 三 浦 正 晴	社外取締役 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
5	おぎ の よし あき 荻 野 義 明	社外取締役 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
6	なが しま ま ゆみ 永 島 真 由 美	社外取締役 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外
7	やま だ みのる 山 田 稔	— <input type="checkbox"/> 新任
8	なか むら こう 中 村 耕	— <input type="checkbox"/> 新任
9	いし い きょう いち 石 井 享 一	— <input type="checkbox"/> 新任

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はし つめ やす よし 橋 爪 康 至 (1956年5月31日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男 性</div>	1975年4月 当社入社 2006年10月 大阪魚市場株式会社 (現 株式会社うおいち) 商品事業本部商品部Bチームリーダー 2010年7月 同社商品事業本部商品部マネージャー 2012年4月 同社執行役員商品事業本部商品部 マネージャー 2013年5月 同社取締役常務執行役員商品事業本部 本部長 2014年5月 同社取締役専務執行役員商品事業本部 本部長 2015年4月 同社取締役専務執行役員商品事業本部 本部長兼営業企画室担当 2015年5月 関空トレーディング株式会社取締役 2017年5月 株式会社うおいち代表取締役社長 社長執行役員 2017年6月 当社取締役、グループ戦略担当 2022年6月 当社代表取締役社長、グループ経営推 進担当(現任) 2023年6月 大阪府中央卸売市場管理センター株式 会社代表取締役社長(現任) 2025年5月 株式会社うおいち代表取締役会長 (現任)	15,656株
<p>【取締役候補者とした理由】 橋爪康至氏は、当社の代表取締役社長および当社グループの水産物荷受事業を営む株式会社うおいちの代表取締役会長を務め、グループ経営に係る豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は、当社および当社グループ会社の経営者として、これらの経験と見識に基づきグループ全体のコーポレートガバナンスを適切に行うことにより、グループ経営を推進できると判断したものであります。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	たけ だ まこと 竹 田 誠 (1962年1月31日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男 性</div>	1984年4月 大栄太源株式会社（現 株式会社ショクリュー）入社 2008年4月 同社関西支社商品部部長 2014年4月 同社執行役員中部支社支社長 2016年6月 同社常務執行役員東日本支社支社長 2017年5月 同社取締役常務執行役員東日本支社支社長 2022年4月 同社取締役常務執行役員事業本部本部長 2022年5月 同社取締役専務執行役員事業本部本部長 2023年5月 同社代表取締役社長社長執行役員（現任） 2023年6月 当社取締役、グループ戦略推進担当（現任）	3,206株
【取締役候補者とした理由】 竹田誠氏は、当社グループの市場外水産物卸売事業を営む株式会社ショクリューの経営者として、長年培ってきた水産物流通に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、市場外水産物卸売事業の監督を適切に行うことにより、当該事業の成長を通じて、グループ経営の推進に貢献できると判断したものであります。			
3	なか さこ たけし 中 迫 猛 (1961年2月21日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男 性</div>	1984年4月 当社入社 2001年7月 兵庫養殖漁業生産組合営業部次長 2003年7月 同組合営業部部長 2005年4月 株式会社兵殖営業部部長 2005年5月 同社執行役員営業部部長 2006年5月 同社取締役営業管理本部統括 2014年5月 同社専務取締役営業管理本部担当 2015年5月 同社専務取締役（経営全般） 2017年5月 同社代表取締役社長（現任） 2023年6月 当社取締役、グループ戦略推進担当（現任）	2,692株
【取締役候補者とした理由】 中迫猛氏は、当社グループの養殖事業を営む株式会社兵殖の代表取締役社長として、長年培ってきた養殖分野および水産物流通に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、養殖事業の監督を適切に行うことにより、当該事業の成長を通じて、グループ経営の推進に貢献できると判断したものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	みうらまさはる 三浦正晴 (1948年5月22日生) 男性	1975年4月 検事任官 2002年8月 那覇地方検察庁検事正 2004年9月 法務省入国管理局長 2007年6月 大阪地方検察庁検事正 2010年1月 福岡高等検察庁検事長 2011年5月 弁護士登録 2011年5月 河上法律事務所入所 2013年6月 三井金属鉱業株式会社社外監査役 2014年6月 当社社外取締役(現任) 2015年5月 銀座中央法律事務所代表(現任) 2019年6月 三井金属鉱業株式会社社外取締役	2,418株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 三浦正晴氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を客観的な立場で当社の経営に活かすことができると判断したものであります。選任後は弁護士としての専門的な観点から引き続き当社の経営に対する実効性の高い監督等に尽力いただけることを期待します。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年となります。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	おぎ の よし あき 荻 野 義 明 (1954年5月16日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男 性</div>	1977年4月 サントリー株式会社（現 サントリーホールディングス株式会社）入社 2008年3月 同社中・四国支社長 2009年4月 サントリービア&スピリッツ株式会社執行役員中・四国支社長 2009年9月 同社執行役員近畿営業本部長 2010年4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員 サントリービア&スピリッツ株式会社常務取締役近畿営業本部長 2013年10月 同社常務取締役営業推進本部長 2014年10月 同社専務取締役営業統括本部長 サントリービール株式会社取締役 2015年4月 サントリーホールディングス株式会社顧問 サンリーブ株式会社代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役（現任） 2020年3月 株式会社越後鶴亀代表取締役社長（現任） 2020年4月 サントリーホールディングス株式会社社友（現任）	1,708株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>荻野義明氏は、サントリーホールディングス株式会社および同社グループ会社等の経営者として、長年培ってきた企業経営に係る豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を客観的な立場で当社の経営に活かすことができると判断したものであります。選任後は企業経営の経験者としての専門的な観点から引き続き当社の経営に対する実効性の高い監督等に尽力いただけることを期待します。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。</p>			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	なが し ま ま ゆ み 永島 眞由美 (1961年2月16日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">女性</div>	1984年 4月 大洋漁業株式会社 (現 マルハニチロ株式会社) 入社 2011年 4月 株式会社マルハニチロホールディング ス経営企画部事業企画担当課長 2016年 4月 マルハニチロ株式会社 ロジスティクス部物流企画課課長 (シニアマネージャー) 株式会社マルハニチロ物流取締役 2020年 6月 大洋エーアンドエフ株式会社監査役 2024年 6月 当社社外取締役 (現任)	162株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 永島眞由美氏は、マルハニチロ株式会社のグループ会社の役員として企業経営に係る豊富な知識と高い見識を有しており、これらの経験と見識を客観的な立場で当社の経営に活かすことができると判断したものであります。選任後は企業経営の経験者としての専門的な観点から引き続き当社の経営に対する実効性の高い監督等に尽力いただけることを期待します。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。</p>			

招集し通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	※ やま だ みのもる 山 田 稔 (1963年10月6日生) 男性	1987年4月 当社入社 2013年7月 当社経営基盤グループ部長 2018年6月 当社執行役員経営基盤グループ 2019年5月 舞洲流通センター株式会社監査役 (現任) 関空トレーディング株式会社監査役 株式会社トップ取締役 (現任) 2020年5月 当社執行役員経営基盤グループ担当 2020年6月 当社常務執行役員経営基盤グループ 2023年6月 担当 (現任)	1,404株
【取締役候補者とした理由】 山田稔氏は、当社経営基盤グループにおいて、長年にわたり経理、財務等の管理部門の分野に携わり、同分野において豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験と見識を経営全般に活かすことにより、グループ経営の推進に貢献できると判断したものであります。			
8	※ なか むら こう 中 村 耕 (1962年1月5日生) 男性	1984年4月 農林中央金庫入庫 2013年10月 当社入社 当社経営監査室部長 2020年5月 舞洲流通センター株式会社取締役 (現任) ダイワサミット株式会社取締役 (現任) 株式会社トウニチ水産取締役 (現任) 2020年6月 当社執行役員総合企画グループ担当 2023年6月 当社常務執行役員総合企画グループ 担当 (現任) 2024年5月 株式会社兵殖取締役 (現任) 2025年3月 株式会社ツナクラフトワークス取締役 (現任)	1,393株
【取締役候補者とした理由】 中村耕氏は、金融機関における業務で培った財務に関する豊富な経験と専門的な知見に加えて、当社において経営監査および総合企画の分野に携わり、両分野において豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験および見識等を活かすことにより、グループ経営の推進に貢献できると判断したものであります。			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	※ い 石 い 井 き ょう い ち 一 (1966年8月28日生) 男 性	1989年4月 当社入社 2006年10月 大阪魚市場株式会社 (現 株式会社うおいち) 商品事業本部商品部Bチーム 2015年4月 同社商品事業本部商品部マネージャー 2017年4月 同社執行役員商品事業本部商品部 マネージャー 2020年4月 同社常務執行役員商品事業本部本部長 2022年5月 同社取締役常務執行役員 商品事業本部本部長 (兼) 営業企画室副担当 2025年5月 同社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	6,493株
【取締役候補者とした理由】 石井亨一氏は、当社グループの水産物荷受事業を営む株式会社うおいちの経営者として、長年培ってきた水産物流通に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、水産物荷受事業の監督を適切に行うことにより、当該事業の成長を通じて、グループ経営の推進に貢献できると判断したものであります。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 橋爪康至氏は、大阪府中央卸売市場管理センター株式会社代表取締役社長を兼務しており、株式会社うおいちは同社との間に大阪府中央卸売市場における市場使用料納付等の取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 三浦正晴、荻野義明、永島真由美の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、三浦正晴および荻野義明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告の18頁をご参照ください。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、次回の更新時においても取締役会の決議のうえ、これを更新する予定であります。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

(ご参考)

取締役会のスキルマトリックス（予定）

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

候補者番号	氏名	性別	本定時株主総会後の地位（予定）	主な専門性・経験						
				企業経営	財務・会計	法務・リスク管理	営業・マーケティング	人事・労務	システム	サステナビリティ
1	橋爪 康至	男性	代表取締役社長	○			○			○
2	竹田 誠	男性	取締役	○			○			○
3	中迫 猛	男性	取締役	○			○			○
4	三浦 正晴	男性	社外取締役			○				
5	荻野 義明	男性	社外取締役	○			○			○
6	永島 真由美	女性	社外取締役	○	○	○	○			○
7	山田 稔	男性	取締役	○	○	○		○		○
8	中村 耕	男性	取締役	○	○	○			○	○
9	石井 享一	男性	取締役	○			○			○

※上記の一覧表は、各取締役候補者の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

株主総会会場ご案内図



場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
 大阪商工会議所 7階 国際会議ホール
 電話 06-6944-6268 (会場係)

交通機関 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅 ⑫号出口徒歩8分
 地下鉄中央線 堺筋本町駅 ①号出口徒歩8分
 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 ④号出口徒歩8分
 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 ⑥号出口徒歩10分

【お願い】 ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
 ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。
 OUGホールディングス株式会社 電話：06-4804-3031 (代表)
 (水曜日・日曜日を除く8：30～16：30)

